

日医発第 558 号（年税 26）

平成 22 年 9 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添のとおり変更した旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。



企企第 0907001 号  
平成 22 年 9 月 7 日

日 本 医 師 会  
会 長 原 中 勝 征 様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長 野 洋



独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、今般、当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、平成 22 年 9 月 9 日以降の貸  
付けから適用することとしましたので通知いたします。

固定金利

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成22年9月9日改定

施設の種類	資金の種類		利率	
			新	旧
病院	新築資金		年 1.40%	年 1.30%
	増改築資金	甲種	年 1.90%	年 1.80%
		乙種		
長期運転資金 (経営安定化資金を含む)		年 1.10%	年 1.10%	
診療所	新築資金		年 1.40%	年 1.30%
	増改築資金	甲種	年 1.90%	年 1.80%
		乙種		
	機械購入資金		年 1.10%	年 1.10%
長期運転資金 (経営安定化資金を含む)				
介護老人保健施設 指定訪問看護事業	新築資金及び増改築資金		年 1.50%	年 1.40%
	機械購入資金		年 1.10%	年 1.10%
	長期運転資金 (経営安定化資金を含む※1)			
助産所 医療従事者養成施設	新築資金及び増改築資金		年 1.90%	年 1.80%
	機械購入資金		年 1.10%	年 1.10%
	長期運転資金			
国立病院等の譲受に要する資金			年 1.40%	年 1.30%

(注) 保証人の免除を希望する場合には、利率に0.2%上乗せしたものを貸付利率とする。

【備考】(利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問い合わせください)	(改定後)	(改定前)
1 耐震化整備事業		
(1) 耐震改修を行う病院の乙種増改築資金	年 1.40%	← 年 1.30%
(2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金 ※2	年 0.90%	← 年 0.80%
(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた診療所の乙種増改築資金	年 1.40%	← 年 1.30%
2 医療施設近代化施設整備事業を行う病院の乙種増改築資金	年 1.40%	← 年 1.30%
3 都道府県知事が認める増改築資金(減床する場合に限る。)	年 1.40%	← 年 1.30%
4 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るもの	年 1.90%	← 年 1.80%
5 病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金	年 1.40%	← 年 1.30%
6 アスベスト(石綿)除去等の整備事業に係る乙種増改築資金		
病院、診療所等	年 1.50%	← 年 1.40%
介護老人保健施設、指定訪問看護事業	年 1.45%	← 年 1.35%
7 病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備事業に係る資金	年 1.40%	← 年 1.30%
8 療養病床転換支援資金	年 1.40%	← 年 1.30%
9 出産育児一時金等の制度見直しに伴う経営安定化資金	年 0.80%	← 年 0.80%
10 地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金	年 1.40%	← 年 1.30%
11 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備に係る優遇措置の対象となる資金 ※3	年 0.90%	← 年 0.80%

※1 指定訪問看護事業は、経営安定化資金の対象外

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※3 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率(上記の表の該当する欄の利率)となる。

10年経過後金利見直し(当初10年)

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成22年9月9日改定

施設の種類の	資金の種類		利率	
			新	旧
病院	新築資金		年 <u>1.00%</u>	年 <u>0.90%</u>
	増改築資金	甲種	年 <u>1.50%</u>	年 <u>1.40%</u>
		乙種		
診療所	新築資金		年 <u>1.00%</u>	年 <u>0.90%</u>
	増改築資金	甲種	年 <u>1.50%</u>	年 <u>1.40%</u>
		乙種		
介護老人保健施設	新築資金及び増改築資金		年 <u>1.10%</u>	年 <u>1.00%</u>
助産所 医療従事者養成施設	新築資金及び増改築資金		年 <u>1.50%</u>	年 <u>1.40%</u>
国立病院等の譲受に要する資金			年 <u>1.00%</u>	年 <u>0.90%</u>

(注) 保証人の免除を希望する場合には、利率に0.2%上乗せしたものを貸付利率とする。

【備考】(利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問い合わせください)	(改定後)	(改定前)
1 耐震化整備事業		
(1) 耐震改修を行う病院の乙種増改築資金	年 <u>1.00%</u>	← 年 <u>0.90%</u>
(2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金	※1 年 <u>0.50%</u>	← 年 <u>0.40%</u>
(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた診療所の乙種増改築資金	年 <u>1.00%</u>	← 年 <u>0.90%</u>
2 「医療施設近代化施設整備事業」を行う病院の乙種増改築資金	年 <u>1.00%</u>	← 年 <u>0.90%</u>
3 都道府県知事が認める増改築資金(減床する場合に限る。)	年 <u>1.00%</u>	← 年 <u>0.90%</u>
4 病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金	年 <u>1.00%</u>	← 年 <u>0.90%</u>
5 アスベスト(石綿)除去等の整備事業に係る乙種増改築資金		
病院、診療所等	年 <u>1.10%</u>	← 年 <u>1.00%</u>
介護老人保健施設	年 <u>1.05%</u>	← 年 <u>0.95%</u>
6 病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備事業に係る資金	年 <u>1.00%</u>	← 年 <u>0.90%</u>
7 地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金	年 <u>1.00%</u>	← 年 <u>0.90%</u>
8 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備に係る優遇措置の対象となる資金	※2 年 <u>0.50%</u>	← 年 <u>0.40%</u>

※1 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率(上記の表の該当する欄の利率)となる。

金 利 推 移 表																											
実 施 年 月 日	福 祉 貸 付 金 利										医 療 貸 付 金 利								年 金 担 保 貸 付	労 災 年 金 担 保 貸 付	実 施 年 月 日	関 連 金 利					
	社 会 福 祉 事 業 施 設		社 会 福 祉 事 業 施 設 交 付 金		介 護 関 連 施 設	養 成 施 設	有 料 老 人 ホ ー ム	高 齢 者 総 合 福 祉 セ ン ー 在 宅 介 護 サ ー ビ ス セ ン ー	在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	経 営 資 金	設 置 ・ 整 備 資 金 ( 機 械 購 入 資 金 除 く )											機 械 購 入 資 金	長 期 運 転 資 金	財 政 融 資 資 金 借 入 金 利 ( 旧 財 投 金 利 )	長 期 プ ラ イ ム レ ー ト		
	新 築 ・ 甲 種 増 改 築 資 金	乙 種 増 改 築 資 金	助 産 所 等	介 護 老 人 保 健 施 設	指 定 訪 問 看 護 事 業	国 立 病 院 等 の 資 産 の 譲 受 に 要 す る 資 金	近代化 整備事業		年金担保貸付	労災年金担保貸付	債 権 20 年 据 置 1 年	債 権 5 年 据 置 1 年	債 権 5 年 据 置 0 年														
平成22年 2. 1																			1.90								
" 2.10	1.70	1.70	1.80	1.90	2.20	1.70	2.20	2.20	1.70	1.70	2.20	1.70	2.20	1.80	1.80	1.70	2.20	2.20				" 2.10	1.70				
" 3.10	1.60	1.60	1.70	1.80	2.10	1.60	2.10	2.10	1.60	1.60	2.10	1.60	2.10	1.70	1.70	1.60	2.10	2.10				平成22年 3.10	1.60				1.60
" 4. 1									1.20								1.20	1.20				" 4. 9					1.65
" 4.14	1.70 (1.30)	1.70 (1.30)	1.80 (1.40)	1.90 (1.50)	2.20 (1.80)	1.70 (1.30)	2.20 (1.80)	2.20 (1.80)		1.70 (1.30)	2.20 (1.80)	1.70 (1.30)	2.20 (1.80)	1.80 (1.40)	1.80 (1.40)	1.70 (1.30)					" 4.14	1.70 (1.30)					
" 5.19	1.60 (1.20)	1.60 (1.20)	1.70 (1.30)	1.80 (1.40)	2.10 (1.70)	1.60 (1.20)	2.10 (1.70)	2.10 (1.70)		1.60 (1.20)	2.10 (1.70)	1.60 (1.20)	2.10 (1.70)	1.70 (1.30)	1.70 (1.30)	1.60 (1.20)					" 5.19	1.60 (1.20)		0.30		1.60	
" 6. 9	1.50 (1.10)	1.50 (1.10)	1.60 (1.20)	1.70 (1.30)	2.00 (1.60)	1.50 (1.10)	2.00 (1.60)	2.00 (1.60)	1.10	1.50 (1.10)	2.00 (1.60)	1.50 (1.10)	2.00 (1.60)	1.60 (1.20)	1.60 (1.20)	1.50 (1.10)	1.10	1.10			" 6. 9	1.50 (1.10)	0.30				
" 7. 3																			1.80			" 6.10					1.45
" 7.14	1.40 (1.00)	1.40 (1.00)	1.50 (1.10)	1.60 (1.20)	1.90 (1.50)	1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.90 (1.50)		1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.50 (1.10)	1.50 (1.10)	1.40 (1.00)					" 7.14	1.40 (1.00)					
" 8.11	1.30 (0.90)	1.30 (0.90)	1.40 (1.00)	1.50 (1.10)	1.80 (1.40)	1.30 (0.90)	1.80 (1.40)	1.80 (1.40)		1.30 (0.90)	1.80 (1.40)	1.30 (0.90)	1.80 (1.40)	1.40 (1.00)	1.40 (1.00)	1.30 (0.90)					" 8.11	1.30 (0.90)				1.40	
" 9. 9	1.40 (1.00)	1.40 (1.00)	1.50 (1.10)	1.60 (1.20)	1.90 (1.50)	1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.90 (1.50)		1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.40 (1.00)	1.90 (1.50)	1.50 (1.10)	1.50 (1.10)	1.40 (1.00)					" 9. 9	1.40 (1.00)					

(注1) 福祉貸付金利 ① 社会福祉事業施設は4.6%(固定金利)。ただし、財政融資資金借入金(20年)が4.6%を下回る場合は、財政融資資金借入金(20年)と同率とする。  
② 介護関連施設は財政融資資金借入金(20年)プラス0.1%。  
③ 養成施設は財政融資資金借入金(20年)プラス0.2%。  
④ 有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターの営利法人、在宅サービス事業等は、財政融資資金借入金(20年)プラス0.5%。  
⑤ 高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターの社会福祉法人及び民法法人は財政融資資金借入金(20年)合わせ。  
⑥ 経営資金は財政融資資金借入金(5年)プラス0.8%

(注2) 医療貸付金利 ① 新築・甲種増改築資金、国立病院等の資産の購入資金(国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づく国立病院等)は、財政融資資金借入金(20年)合わせ。  
② 病院の乙種増改築資金及び長期運転資金は財政融資資金借入金(20年)プラス0.5%。  
③ 診療所の乙種増改築資金及び機械購入資金・長期運転資金は財政融資資金借入金(20年)プラス0.5%。  
④ 医療施設近代化施設整備事業を実施する病院の乙種増改築資金は、財政融資資金借入金(20年)合わせ。同事業を実施する診療所に係る経営安定化資金は、財政融資資金借入金(20年)プラス0.05%。  
⑤ 助産所、医療従事者養成施設は、財政融資資金借入金(20年)プラス0.5%。  
⑥ 介護老人保健施設・指定訪問看護事業は、財政融資資金借入金(20年)プラス0.1%。  
⑦ 病院の増改築資金に係る乙種増改築資金のうち、看護師宿舎及び保育施設に係る資金については、財政融資資金借入金(20年)合わせ。  
⑧ 長期運転資金、機械購入資金については、財政融資資金借入金(5年)プラス0.8%

(注3) 年金担保貸付金利 平成20年度より貸付利率の考え方を変更した。なお、平成19年度においては、財政融資資金借入金(償還期間5年据置1年)プラス1.1%(下限1.9%)。  
(注4) 労災年金担保貸付金利 平成20年度より貸付利率の考え方を変更した。なお、平成19年度においては、財政融資資金借入金(償還期間5年据置なし)(下限0.9%) ※平成16年4月1日から事業開始  
(注5) ( )内については、10年金利見直しにおける当初10年間の適用金利。  
(注6) 社会福祉法人等には、一般社団・一般財団法人を含む。